資料 I - 2 - 1 - ①

政策評価と国の研究開発評価に関する大綱的指針による評価との関係 (各府省の研究開発評価指針等)

国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)では、研究開発評価の実施に当たって、評価法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととされており、各府省において策定された研究開発評価指針等においても基本的にこの関連付けは同じものとなっている。

区分	研究開発評価指針等
総務省	本指針は、大綱的指針に基づくものであるが、その内容は、評価法及び同法に基づき 策定された基本方針並びに「総務省政策評価基本計画」との整合を図っており、政策評 価の一環としての研究評価にも対応できるものである。(総務省情報通信研究評価実施 指針)
NO 177 E	本指針による評価は、評価法に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。(消防庁研究開発評価実施指針)
財務省	本実施要領は、財務省関税中央分析所において実施する調査・研究について、大綱的 指針の趣旨に沿った適切な評価を実施するための方法を定めるものである。(財務省関 税中央分析所調査・研究評価実施要領)
文部科学省	評価法、基本方針、「文部科学省政策評価基本計画」に基づく評価のうち、研究開発を対象とする政策評価を実施するに当たっては、大綱的指針及び本指針に基づき行うものとする。(文部科学省における研究及び開発に関する評価指針)
厚生労働省	評価法、基本方針及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」に基づく評価のうち、研究開発を対象とする政策評価を実施する際は、大綱的指針及び本指針に基づき行うこととする。(厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針)
農林水産省	評価法に基づき「農林水産省政策評価基本計画」及び「農林水産省政策評価実施計画」 において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、「農林水 産省政策評価基本計画」に定める評価結果の決定手続を経た上で公表する。(農林水産 省における研究開発評価に関する指針)
経済産業省	本指針は、大綱的指針等に沿った適切な評価を遂行するための方法を示す。同時に、 評価法に基づく「経済産業省政策評価基本計画」に沿った、経済産業省政策評価のうち 研究開発に関する部分の実施要領としての性格を持つ。(経済産業省技術評価指針)
国土交通省	本指針による評価は、評価法に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。(国土交通省研究開発評価指針)
環境省	評価法に基づく「環境省政策評価基本計画」において政策評価の対象とされたものの 評価に当たっては、本指針のほか、環境省政策評価基本計画によるものとする。 (環境 省研究開発評価指針)
防衛省	研究開発評価を行うに当たっては、本指針に従うとともに、大綱的指針の趣旨に沿った適切な評価を行い、かつ、評価法に基づく政策評価と整合を図るものとする。 (防衛省研究開発評価指針)

⁽注) 各府省の研究開発評価指針等を基に作成した。

資料 I-2-1-2 各府省における研究開発を対象とする評価の実施件数

(単位:件)

								(+	-1女:1午 <i>)</i>
		研究開	発課題			研究開	発施策		
区分	事前	中間	事後	追跡	事前	中間	事後	追跡	計
総務省	9	_	5	_	_	_	_	_	14
財 務 省	_	_	_	_	_	_	_	_	_
文部科学省	17	_	_	_	_	_	_	_	17
厚生労働省	28	_	408	_	_	26	_	_	462
農林水産省	5	2	2	_	2	1	_	_	12
経済産業省	57	9	3	_	_	_	_	_	69
国土交通省	68	1	27	1		_	_	_	96
環境省	_	_	_	_	_	_	_	_	_
防 衛 省	14		5	_	_				19
計	198	12	450	_	2	27	_	_	689

⁽注) 各府省から送付を受けた評価書を基に作成した。

評価の実施状況
1割等の改定状況、
た研究開発評価
汁の策定を踏まえ
大綱的指針

	大総	的指針の策定を踏まえ	大綱的指針の策定を踏まえた研究開発評価指針等の改定状況、評価の実施状況	改定状況、評価の実施物	大 元	
区分			総務			
各府省が定める評価指針の制定・大綱		総務省情報通信研究評価実施證刊	一辆	<u>k</u>	消坊庁研究開発評価実施指針	1
的指針を踏まえた改定状況	平成21年10月改定 (平成14	数定(平成14年6月制定、	年6月制定、18年4月改定)		平成18年7月制定	
[大細的指針のポイント (評価関係)]	【評価指針等の規定】	の旱里屋】	【評価書の記載内容】	【評価指針等の規定】	【評価書の記載内容)	記載內容】
〇 効果的・効率的な評価の実施	・個々の評価が担う責任			・柔軟な評価方法の設定		
(重層構造における評価の効率的	の範囲の明確化と評価相上の土地に			・評価目的や評価対象の上前によった。		
実施、宇宙の実施・沽田寺に対り、またさけの品が、	月の有機がぶ連携・活用 評ケロなら			公谷(いでした)周辺パカな		
る責仕王体の明確化、評価関連情報の機関構能的な注目促進と評価	・評価田町入部有対験の日次に下げる。			の採用		
のための電子システムの導入)	が発用を発用					
	・データベースを構築・					
	管理					
〇 評価の国際的な水準の向上	規定あり			規定なし		
〇 評価の実施時期	追跡評価を実施する必要	(車)	(事後)	「消防防災科学技術研究	(車)	(事後)
・ 研究開発終了後、一定の時間を	性の有無は、終了評価の	I	(該当する評価なし)	推進制度」について、追	I	(該当する評価なし)
経過してから、追跡評価を実施	際に判断			妨評価を実施		
〇 評価方法	あらかじめ設定した定量	記載なし	記載なし	評価目的や評価対象に応	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)
・ あらかじめ評価方法 (評価手法、	的な目標の達成度等、具			じて、あらかじめ評価方		
評価の観点、評価項目・評価基準、	体的な指標・指標による			法 (評価手法、評価項目・		
評価過程等)を明確かつ具体的に	評価基準を可能な限り活			基準、評価過程、評価手		
設定	田			続等)を明確かつ具体的		
				に設定		
・ 必要性、効率性、有効性の3観	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)
点の下評価項目・評価基準を設定						
(参考)その他の主な評価の観点	情報通信分野において特	公平性、優先性	公平性	消防防災分野において特	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)
	に留意すべき観点			に注意すべき観点		
	(標準化・相互接続性、			(実用化・制度化、適時		
	知的財産に関する取り組			性・緊急性、新技術等〜		
	み、急速な技術革新への			の適応性、国際基準との		
	対応、社会的インパクト			整合性)		
	の大きさ)					

「評価1台等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。 (注) 1 2

「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

区		財務		r\	文 部 科 学 省	
タ 麻火が守 かる評価 指針の制守・井鰡	11日不2000年11日	4. 大田出出之人王 王 H	1. 年代一世纪二	(水宗)(到本华]	立当代 (学人) これにと 研究の (調整) 三間子を郭伊士会上	スヨア/田七か会工
合析省70元≪20部間計型目並の利定・入橋	以務有 劉		1天灺岁頃	一人也不让一个一	いらうの学名の選先に選り	○計・田が田が上
的指針を踏まえた改定状況	平成19	平成19年3月改定(平成15年6月制定)	制定)	平成21年2月	平成21 年2月改定(平成14 年6月制定、17 年9月改定)	7年9月改定)
[大綱的指針のポイント(評価関係)]	【評価指針等の規定】	【評価書の記載内容】	記載内容】	【評価指針等の規定】	【評価書の記載内容】	记載内容】
〇 効果的・効率的な評価の実施	規定なし			・研究開発の特性に応じ		
(重層構造における評価の効率的				た評価相互の有機的な連		
実施、評価の実施・活用等に関す				携・活用		\
る責任主体の明確化、評価関連情			\	・評価に関する必要なデ		\
報の機関横断的な活用促進と評価				一夕等を収集・蓄積		
のための電子システムの導入)				・可能な限り既に行われた評価書を活用		
○ 評価の国際的な水準の向上	規定なし			規定あり		
〇 評価の実施時期	追跡評価に際しては事後	(編集)	(事後)	研究開発が終了した後	(編集)	(事後)
・ 研究開発終了後、一定の時間を	評価結果を活用	I	(該当する評価なし)	に、一定の時間を経過し	I	(該当する評価なし)
経過してから、追跡評価を実施				てから追姉評価を実施		
〇 評価方法	規定なし	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	・評価対象や目的に応じ	記載なし	記載なし
・ あらかじめ評価方法 (評価手法、				て評価方法(評価の観点、		
評価の観点、評価項目・評価基準、				評価項目、評価基準、評		
評価過程等)を明確かつ具体的に				価手法、評価過程、評価		
設定				手続等)を明確かつ具体		
				的心設定		
				評価基準をあらかじめ		
				明確に設定		
・ 必要性、効率性、有効性の3観	必要性、効率性、有効性	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性
点の下評価項目・評価基準を設定						
(参考)その他の主な評価の観点		(該当する評価なし)	(該当する評価なし)		関連施策との関係(役割	野車施策との関係(役割
					分担·連携狀況)、代替手	分担·連携狀況)、代替手
					段との比較、公平性、優	段との比較、公平性、優
					先性	先性

「評価能等の規定」については、各府省の研究開発評価能わりほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。 (注) 1 2

「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

区	厚	労働省			農林水産省	
	STATE		14.51	1	Control of the Contro	1
各府省が定める評価指針の制定・大綱	112	発評価に関	扫迹门	農林水産		ずる指式
的指針を踏まえた改定状況	平成21年12月改定(平	(平成14年8月制定、20年	20年4月改定)	平成18年3月改定	改定(平成13年4月制定、14年5月改定)	1年5月改定)
【大御的指針のボイント(評価関係)」	【評価指針等の規定】	【計画件】	【評価指針等の規定】	【評価指針等の規定】	【評価書の記載内容】	己載内容】
〇 効果的・効率的な評価の実施/手管#**によれて調査の基準を	・ゲータベースを構築し、管理 ************************************			・データベースの活用		
(単層構造においる評価の数字的実施、評価の実施・活用等に関す)	・中間書の文化、書画番道、評価 結果の開示等における電子シス			・対心表面の4と記書画数から活画画数の活用		
る責任主体の明確化、評価関連情	テム化を進めること			・個々の研究の規模に応		
報の機関横断的な活用促進と評価のよった。これのでは、	評価が相互に密接な関係を有する。			じた適切な評価手法の		
のための電子システムの導入)	る場合には、それぞれの評価結果・)。			活用		
	を活用・個々の個別課題等の評価結果を					
	活用するなどして、それらを全体					
	として効果的・効率的に評価					
〇 評価の国際的な水準の向上	規定あり			規定なし	\	
〇 評価の実施時期	必要に応じて追跡評価を実施	(編集)	(事後)	研究終了後一定期間経	(損量)	(事後)
・ 研究開発終了後、一定の時間を		ı	(該当する評価なし)	過後の研究成果の普	ı	(該当する評価なし)
経過してから、追跡評価を実施				及・活用状況の把握を行		
				う追跡調査を、研究成果		
				公表後、概ね5年の間、		
				毎年度実施		
				・必要に応じ特定の研究		
				開発を対象として、社		
				会・経済等への効果や波		
				及効果について、掘り下		
				げた調査を実施		
〇 評価方法	・あらかじめ評価方法(評価手法、	記載なし	記載なし	評価項目及び (4ランク	記載なし	記載なし
・あらかじめ評価方法(評価手法、	評価項目、評価基準、評価過程及			分け)した評価基準に従		
評価の観点、評価項目・評価基準、	び評価手続等)を明確かつ具体的			って評価を実施		
評価過程等)を明確かつ具体的に	こ数定			【研究開発評価実施要		
設定				領】		
・ 必要性、効率性、有効性の3観	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有		必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性
点の下評価項目・評価基準を設定		<u> </u>				
(参考)その他の主な評価の観点					重要性、妥当性、明確性	明確性、妥当性
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	は、一つでは、日本の一では、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一	111111111111111111111111111111111111111	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ť		

「評価指針等の規定」については、各所省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。 (注) 1

[『]評価方法』の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

	区	712	経済 産業 省	ć.m.		国土交通省	\
### 1996/2019 1996/2019	各府省が定める評価指針の制定・大綱		「経済産業省技術評価指針」			国土交通省研究開発評価語	H
(1996年の1992) (1996年の1992) (1996年の1993) (1	的指針を踏まえた改定状況	平成21年3月	数定(平成14年4月制定、1	7年4月改定)	未改	定(平成14年6月制定)(注	£3)
## 1	[大徳的語句のポイント (評価関係)]	【評価指針等の規定】	の暈囲起】	記載内容】	【評価指針等の規定】	の暈囲楫】	記載内容】
(重勝権)とおお子の必能が、総替 を活用 (〇 効果的・効率的な評価の実施	・明確で実効性のある評			・既に行われた評価結果		
実施、静町の変施・活用等に割す するとともに、専用対応 ・評価目的や評価対象 ・評価目的や評価対象 る責任とおいて、専門の運転と評価 ・理価は (2004年)の20億円 ・理価は (2004年)とって、体系 (2004年)とって、体系 (2004年)とって、体系 (2004年)といて、体系 (2004年)といて、体系 (2004年)といて、体系 (2004年)といて、体系 (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を指揮を (2004年)を ((重)層構造における評価の効率的	価システムを確立・維持			を活用		
含責任主体の開催し、評価担連情 製の機関機能的な活用促進と評価 のための電子システムの導力 がに連携をとって、体系 所に連携をとって、体系 所に連携をとって、体系 所に連携をとって、体系 所でが変力を表面できます。 野価の重視がな力体の向上 野価の実施時期 要指の大学師方法 評価手法 野価の表面に 評価項目・評価基準を対 最近したから、過解評価を表述 新価の表面に 計価値目・評価基準を対抗が 配とないとの評価方法 保価手法 計価の下部の表面に 計価基準を対抗が のまたいとの評価方法 保価手法 計価の下部の表面に 計価基準を対抗が のまたいとの評価方法 保価手法 計価の下部の表面に 計価基準を対抗が のまたがにの課題 と呼ば、有効性 と要性、効性性、有効性 と要性、効性性、有効性 と要性、効性性、有効性 と要性、効性性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 と要性、分解性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 を要性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 を要性 分解性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 と要性、有効性 を要性 対対性の主な評価の製品 自分を表するのでの主な評価の製品 は一般性、有効性 と要性、対解性、有効性 を要性 対解性、有効性 と要性、有効性 を要性 対解性、有効性 を要性 対解性、有効性 を要性 対解性、有効性 を要性 対解性、有効性 を要性 対解性、有効性 を要性 対解性、有効性 を要性 対別性 表別性 を要性 対別性 素別が能 の事性 有効性 を要性 対別性 素別が能 の事性 有効性 を要性 対別性 を要性 対別性 表別が能 表別が能 表別が能 表別が能 を認定 効解性、有効性 を要性 対別が能 を認定 効解性、有効性 を要性 対別が能 を認定 効解性、有効性 と要性 表別が能 表別が能 有効性 有効性 を要性 効解性 有効性 表別が能 表別が能 表別が能 表別が能 表別が能 表別が能 表別が能 表別が能	実施、評価の実施・活用等に関す	するとともに、費用対効			· 評価目的や評価対象		
#の機関機能的が5.5mpに進上評価 ・ 脚舎で る複数の 技術に	る責任主体の明確化、評価関連情	果の高い評価を実施			(課題等) に応じた適切		\
のための電子システムの導入 関する施茨・事業が有機 (本)	報の機関横断的な活用促進と評価	・関連する複数の技術に			な方法を採用		
時間の国際的な水準の向上 現定もので、体系 1475歳が別東をあげてい	のための電子システムの導入)	関する施策・事業が有機					
からかを評価		的に連携をとって、体系					
2かを評価 2かを評価 2かを評価 2 対応がし 2		的に政策効果をあげてい					
評価の国際的な水準の向上 評価の国際的な水準の向上 報過してから、追跡評価を実施 総過してから、追跡評価を実施 報過してから、追跡評価を実施 報過してから、追跡評価を実施 報価の理像的な水量を がらかしめ評価方法 計価の理像)を明確かつ具体的に 整定 を明確かの具体的に まが優か まが優か まが優か まが優か まが一の様の、野価の程等)を明確かつ具体的に まが優か まが一の様の、野価の程等)を明確かつ具体的に まが優か まが一の様の、野価の程等)を明確かの異体的な まが一の様の、野価の程等)を明確かの異体的で まが一の様の、野価の程等)を明確かの異体的で まが一の様の、野価の程等)を明確かの異体的で まが優か まが一の様の、野価の程等)を明確かの異体的で まが一の様の、野価の程等)を明確かの異体的で まが一の様の、野価の程等)を明確かの異体的で まが一の様の、野価の程等)を明確かの異体的で まが一の様の、野価の程等)を明確かの異体的で まが一の様の まが一の様の まが一の様の まが一の様の まが一の様の まが一の様の まが一の様の まが もの下が一の様の まが一の様の まが もの下が まが もの下が まが もの下が まが もの下が まが もの下が まが もの下が まが もの下が まが もの下が まが もの下が まが まが まが もの下が まが まが まが まが まが まが まが まが まが まが まが まが まが		るかを評価					
##簡		・評価データベース等の					
評価の異態的な水準の向上 規定あり 構定なり (事前) (事後) 規定なし (事前) (事後) 規定なし (事前) (事後)		整備					
評価の実施時期 終了して数年経った技術 (事前) (事後) 規定なし (事前) (事節) (事後) (事務)		規定あり			規定なし		
評価の実施時期 終了して数年経った技術 (事前) (事後) 規定なし (事前) (事後) (事前) (事後) (事前) (事後) (事前) (事後) (事前) (事後) (事前) (事後) (事前) (事後)							
・ 研究開発終了後、一定の時間を 経過してから、追跡評価を実施 を追してから、追跡評価を実施 を力心が及が見極か したえかに必評価方法 ・ あらかじめ評価方法 (評価・類型及び技術に関 計価の観点、評価項目・評価基準を技術評価 計価の観点、評価項目・評価基準を技術評価 ・ 必要性、効率性、有効性の ・ 表面性の ・ 表面性の 本面性の		終了して数年経った技術	(損量)	(事後)	規定なし	(損集)	(事後)
絵通してから、追跡評価を実施 業に終了後、成果の産 業社会への放及が見極め これる時点に総合的に評 一面を実施 割嫌なし これる時点に総合的に評 所価の観点、評価の損し、評価基準 計価の観点、評価の関し、評価基準を技術評価 い必要性、効率性、有効性の3 観 を引きるの他の主な評価の観点 計価が類型及び技術に関 計価の観点、評価を提達を対解等 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確がつり異性、対率性、有効性、有効性 の要性、効率性、有効性、有効性 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確かつ具体的に設 を引確がつり具体的に設 を引確がつり異性、対率性、有効性 を引をがあった。効率性、有効性 を引確かつ具体的に設 を引をがあった。が率性、有効性 を引をがあった。が率性、有効性 を引をがあった。が率性、有効性、有効性 を引をがあった。が率性、有効性 を引をがあった。が率性、有効性 を引をがあった。が率性、有効性 を引をがあった。が率性、有効性 を引でがは、導入効果、 を当との他の主な評価の観点 の要性、効率性、有効性 を当と性、が可能性、導入効果 の要性、効率性、有効性 (急放)	・研究開発終了後、一定の時間を	に関する施策・事業を対	I	(該当する評価なし)		ı	(該当する評価なし)
学社会への放及が見極め られる時点に総合的に評 ・あらかじめ評価方法 ・からかじめ評価方法 ・からかじめ評価方法 ・からかじめ評価方法 ・プロでは ・からかじめ評価方法 ・プロでは ・からかじめ評価方法 ・プロでは ・プロでは ・プロでは ・プロでは ・プロでは ・プロでは ・プロで ・プロで ・プロで ・プロで ・プロで ・プロで ・プロで ・プロで	経過してから、追跡評価を実施	象に、終了後、成果の産					
評価方法 所心規則 記載なし 記載なし おらかじめ評価方法 (評価を実施 記載なし おらかじめ評価方法 (評価手法) 計価を実施 記載なし 記述なし 記述ない		業社会への波及が見極め					
評価方法 研心類型及び技術に関 評価の観点、評価方法 (評価手法、 評価の観点、評価項目・評価基準を技術評価 評価過程等)を明確かつ具体的に 認定 記載なし 価手法、評価項目・基準 評価過程等)を明確かつ具体的に 認定 加手法 計価過程等)を明確かつ具体的に設 定か設定 企要性、効率性、有効性 の下評価項目・評価基準を設定 記載なし を可能かつ具体的に設 定か設定 企要性、効率性、有効性 が率性、有効性のまな評価項目・評価基準を設定 企要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性のまな評価の観点 必要性、効率性、有効性 が率性、有効性のまな評価の観点 必要性、効率性、有効性 が率性、有効性のまな評価の観点 必要性、効率性、有効性 を考)その他の主な評価の観点 必要性、効率性、有効性 を表)その他の主な評価の観点 必要性、効率性、有効性 を表)その他の主な評価の観点 必要性、効率性、有効性 を表)その他の主な評価の観点 企要性、効率性、対率性、有効性 を表)その他の主な評価の観点 必要性、効率性、対率性、有効性 を表)をかして評価を表します。 企要性、効率性、対率性、有効性 を表)をかして評価を表します。 企要性、効率性、有効性 を表)をかして評価を表します。 企要性、効率性、対率性、体別性・革新性。 ま現可能性、導入効果 公理性 を表す		られる時点に総合的に評					
評価方法 評価目・基準 評価表準を技術評価 評価表準を技術評価 記述 工業 計価方法 評価目・基準 記述 工業		価を実施					
いらかじめ評価方法 (評価方法 (評価表準を技術評価 (過程等)を明確かつ具体的に設定 (空性、効率性、有効性 (対対性 の要性、効率性、有効性 (必要性、効率性、有効性 (必要性、効率性、有効性 (必要性、効率性、有効性 (必要性、効率性、有効性 (必要性、効率性、有効性 (運動力度))下評価項目・評価基準を設定 (運動力度) 全別権がつ具体的に設定 (運動力度) 企要性、効率性、有効性 (必要性、効率性、有効性 (必要性、効率性、有効性 (企要性、効率性、有効性 (運動力性))) 企要性、効率性、有効性 (運動力度) 企業性、応用性・重動性、(運力力度) 企業性		評価の類型及び技術に関	記載なし	記載なし	あらかじめ評価方法 (評	記載なし	記載なし
1の観点、評価項目・評価基準を技術評価 主が価値といっしまがいます に応じて標準的な評価項目・評価基準を技術評価 を明確かつ具体的に設定 を明確かつ具体的に設定 を明確かつ具体的に設定 を明確かつ具体的に設定 を明確かつ具体的に設定 を明確かつ具体的に設定 企要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、対率性、有効性 必要性、効率性、力率性 必要性、効率性、力率性 必要性 必要性、効率性、力率性 必要性、力率性 必要性	・あらかじめ評価方法(評価手法、	する施策・事業の態様等			価手法、評価項目・基準		
i過程等)を明確かつ具体的に 目・評価基準を技術評価 必要性、効率性、有効性の を明確かつ具体的に設定 定理性、効率性、有効性 企要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性 必要性 必要性 必要性 必要性、効率性、方効性 必要性 必要性 <th< th=""><th>評価の観点、評価項目・評価基準、</th><th>に応じて標準的な評価項</th><th></th><th></th><th>評価過程、評価手続等)</th><th></th><th></th></th<>	評価の観点、評価項目・評価基準、	に応じて標準的な評価項			評価過程、評価手続等)		
主が設定 室が設定 必要性、効率性、有効性の主な評価の観点 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有效性 必要性、効率性、有效性 必要性、効率性、有效性 企要性、効率性、有效性 企要性、効率性、有效性 企要性、効率性、有效性 企要性、効率性、有效性 企要性、効率性、力率性 企要性、効率性、力率性 企要性、力率性 企業性		目・評価基準を技術評価			を明確かつ具体的に設		
改要性、効率性、有効性のまな評価の観点 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、分率性、分率性、分率性、分率性、分率性、分率性 その他の主な評価の観点 20他の主な評価の観点 共長性 応用性・革新性、 妥当性		室が設定			创		
1下評価項目・評価基準を設定 その他の主な評価の観点 生現可能性、導入効果	効率性、	必要性、効率性、有効性	効率性、	効率性、	効率性、	必要性、効率性、有効性	効率性、
その他の主な評価の観点 社会性、応用性・革新性、 実現可能性、導入効果	点の下評価項目・評価基準を設定						(達成度)
	(参考)その他の主な評価の観点					社会性、応用性・革新性、	妥当性
						実現可能性、導入効果	

『評価指針等の規定』については、各所省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。 (并) 1

[『]評価方法』の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。 2 8

国土交通省では、平成22年3月末に大綱的指針に沿った研究開発評価指針に改定することとしており、今後は同指針に沿って研究開発評価を行うこととしている。

X		環 境 省			防 衛 省	
各府省が定める評価指針の制定・大綱		「環境省研究開発評価語計			[功衛省研究開発評価指針	
的指針を踏まえた改定状況	平成21年8月改	平成21年8月改定(平成14年4月制定、1	4月制定、18年10月改定)	平成21年8月改	平成21年8月改定(平成14年3月制定、20年5月改定)	20年5月改定)
【大簡的語のポイント(評価関係)	【評価指等の規定】	(計画書の)	[評価書の記載内容]	【評価指半等の規定】	2旱皿灶影	[評価書の記載内容]
〇 効果的・効率的な評価の実施	・評価結果等の相互活用			・各自衛隊等要求の技術研		
(重層構造における評価の効率的	や評価方法の調整等を行			究開発及び重要自隊研究		
実施、評価の実施、活用等に関す	い、全体として効果的・			に関する事前評価…防衛		
る責任主体の明確化、評価関連情	効率的に評価を実施			政策局防衛計画課が評価		
報の機関横断的な活用促進と評価	・時系列的に実施される			実施主体の中心となり実		
のための電子システムの導入)	評価については、後の段			上		
	階の評価では前の段階の			・評価実施主体と被評価実		
	評価結果を活用する等有			施主体の協調関係と緊張		
	機的ご連携して実施			関係の構築		
	データベースを整備					
〇 評価の国際的な水準の向上	規定あり			規定なし		
〇 評価の実施時期	研究開発の終了後、一定	(連集)	(事後)	技術研究:研究完了後5年	(連集)	(事後)
・ 研究開発終了後、一定の時間を	の時間を経過してから実	I	(該当する評価なし)	~10 年経過後に実施	ı	(該当する評価なし)
1111111	推			技術開発:部隊超出備後1年		
				程度後に実施		
〇 評価方法	評価の目的、対象、時期	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	評価基準や評価項目をあ	記載なし	記載なし
・あらかじめ評価方法(評価手法、	や、研究開発の性格に応			らかじめ明確に設定		
評価の観点、評価項目・評価基準、	じた適切かつ柔軟な評価					
評価過程等)を明確かつ具体的に	方法を明確かつ具体的に					
設定	設定					
	・評価基準をあらかじめ					
が、 は、 ない は、	5年10世紀 20世紀 20世紀 20世紀 20世紀 20世紀 20世紀 20世紀 2	(言な34/十二人三五/田ナ>1)	(言な出人)	以用环 站松床 (然人所)	水里な	(田太七年) 大学中
1. 工士学				为女儿、忽十二、鸡口女子 み苗の細占) 右弥杵(達	Į Į	
				できた。 次言で入った。 「日本大田の人」 「日本大田の人」 「日本大田の人」 「日本大田の人」 「日本大田の人」 「日本大田の人」		
				【奸允嵬充評恤夷炮毀词】		
(参考)その他の主な評価の観点	環境政策上の妥当性等	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	合理性 (要求事項、実施計	適正性、 努当性	教訓事項等
	[研究開発施策]			画等)、進ちょく度		
				【研究開発評価実施要領】		

(注) 1 2

[「]評価指針等の規定」については、各所省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。 「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

資料 I - 2 - 1 - ④

研究開発施策の評価の対象

区分	研究開発戦略	研究開発政策等	研究開発制度
総 務 省	●研究開発の推進に関する方針(我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略等) ●消防防災科学技術推進戦略		 競争的研究資金(課題公募型) 重点的研究資金(課題指定型) 重点的研究資金(独立行政法人委託型) 助成金 その他の研究開発支援(施設整備等) 消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金)
財務省	_	_	_
文部科学省	_	●文部科学省政策評価基本 計画における施策、事務事 業(研究開発課題を除く) のうち、研究開発に関する もの等	○研究開発課題を運営する制度
厚生労働省			●厚生労働科学研究費補助金による各研究事業 ●国立高度専門医療センター特別会計におけるがん研究助成金等による研究事業 ●独立行政法人医薬基盤研究推進事業及び医薬品、医療機器等の研究開発に対する委託事業 ●特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業 ●結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業
農林水産省	●「農林水産研究基本計画」(平成17年3月30日農林水産技術会議決定)の「Ⅲ農林水産研究に関する施策」に位置づけられた研究施策	_	○産学官の連携、競争的環境 の整備、若手研究者の育 成・流動性の促進、研究成 果の活用促進、地域におけ る農業研究の振興等を目的 とした各種の研究制度
経済産業省	_	○プロジェクト及び競争的 資金制度による研究課題 である技術に関する事業 並びに同一又は類似の目 的を有する技術に関する 事業のまとまりである技 術に関する施策	○経済産業省における具体的 に研究開発を行う個別の実 施単位である研究開発制度

国土交通省	_	○特定の行政目的を実現するための研究開発の方策・方針(複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。省の根幹的政策目標を示す基本的方針や戦略的計画は含まない。)	○政策目標を具体化するための研究開発制度等(競争的研究資金制度や政策目的を実現するための研究開発に係わる制度・事業等)
環境省	_	_	 ●地球環境研究総合推進費 ●環境技術開発等推進費 ●廃棄物処理等科学研究費補助金 ●地球環境保全等試験研究費、 (公害防止等試験研究費、 地球環境保全試験研究費) ●地球温暖化対策技術開発事業 ●ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業
防衛省	_	●複数の研究開発項目をとりまとめた分野(例えば、無人機関連技術、NBC関連技術、個人装備関連技術、ネットワーク関連技術等)	●当該組織が所管する装備品 等の研究開発に係る制度

- (注) 1 各府省の研究開発評価指針等を基に作成した。
 - 2 ●印は、対象が具体的に特定されていることを示す。
 - 3 ○印は、対象が具体的に特定されてはいないが、対象となる政策の類型を示していることを示す。
 - 4 一は、研究開発評価指針等に記載がないことを示す。